

監査委員公表 第1号

監査等の結果に基づく措置状況について、錦江町監査基準第18条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年8月18日

錦江町監査委員	中	村	貢
同	浪	瀬	亮 祐

錦総務第 389 号
令和3年8月5日

錦江町代表監査委員 中村 貢 殿

錦江町長 木場 一昭

監査結果の措置状況について（通知）

錦江町監査基準第18条第2項に基づき請求のあった、監査の結果（令和2年度以降実施の監査等）に係る措置状況について、別紙のとおり報告する。

(別紙)

N o.	課名	監査種類	指摘事項・監査意見	措置状況
1	健康保険課	備品監査 (随時監査)	【水銀血圧計（宿利原診療所）】 取得後相当の年月が経過している。劣化や破損等による水銀漏えいのリスクや、水俣条約発効による水銀の使用をめぐる諸所の取り組みに配慮し、電子血圧計への更新を検討されたい。	既に廃棄済みの備品であり、処理が漏れていた。 今後は、備品台帳等による管理の徹底に努めたい。
2			【ビデオデッキ（保健センター）】 取得後相当年数が経過しており、故障することもある。メディアに記録されている動画の情報も古いと思われるので、利用があるならばDVDプレイヤー等に、メディアも一緒に更新されたい。	令和2年度末をもって、廃棄処理を行った。
3	観光交流課	補助団体等監査	【ツーリズム協議会】 決算書の様式については、予算額に対する決算額の増減額の記載表現を改められたい。また事業収入や会員への支払金等の内訳を記録したものを添付されたい。	指摘の件について、速やかに対応を改めた。
4		備品監査 (随時監査)	【トランシーバーセット（政策企画課移管分）】 電波法の改正に伴い、2022年12月以降はアナログ無線機や省電力トランシーバーは使用禁止となる。該当の場合は適時更新・処分されたい。	既に廃棄済みの備品であり、処理が漏れていた。 今後は、備品台帳等による管理の徹底に努めたい。
5	産業建設課	随時監査	【木質バイオマス施設】 安全面への配慮として、施設への侵入防止柵が設けられているが、冷却循環水をレンコン圃場へ送るための貯水槽に、設備保護及び転落等防止のための蓋を設置されたい。	指摘の件について、蓋として金網を設置した。
6	教育課	備品監査 (随時監査)	【特定小電力トランシーバー】 電波法の改正に伴い、2022年12月以降はアナログ無線機や省電力トランシーバーは使用禁止となる。該当の場合は適時更新・処分されたい。	指摘の件について、現在調査中である。該当の品がある場合は、令和3年度当初予算に計上し、更新する。

7	総務課	備品監査 (随時監査)	【公用車運転日誌】 様式は公用自動車管理規程によるものであるが、点検箇所など実情に即していない。見直しを検討されたい。	指摘の件について、令和3年4月1日付けで規程の改正を行った。
8			【公用車（ステップワゴン）】 スライドドアで開け閉めがしづらいものは、非常時にトラブルを招くため、早めに改善されたい。	指摘の件については、速やかに修繕を行った。
9		例月出納検査	【3万円未満の支払いに係る伝票について】 むだな業務を省き、また業者に迷惑をかけることがないよう、契約規則の見直し等を検討されたい。	指摘の件については、規則の見直しは行わず、意図的に請求書金額を3万円未満に分割することがないよう、職員の意識を変えることに取り組む。8月庁議において指示・指導を行う。
10			【支払いが遅れた電気料について】 今後同様のことが起こらないように、次の改善を求めます。 ①請求書宛名を「キンコウチョウケンセツカ」から「錦江町 総務課」へ変更してもらうこと ②2件の城元街路灯分は、1枚の請求書にまとめてもらうこと	指摘の件について、①は対応済み。 ②は街路灯設置場所が離れているため、不可能であった。
11	産業振興課	随時監査	【土づくり支援センター】 生産量自体は、4月から6月にかけては需要が少ないため意図的に減らしていることから、製品のストック場所が確保できれば増やせる可能性はある。その場合、販売手法については検討の余地があるものと思われるので、鋭意取り組まれない。	指摘の件については、令和2年度の最終的な販売額が昨年度と比較して872,310円の増（約22%増）となった。製品のストックについては、今後も鋭意取り組んでいく。
12	政策企画課	備品監査 (随時監査)	【職住近接型お試しサテライト等オフィス】 一部施設において、樹木の枝が伸び切っていたり、落ち葉が大量に散れているところがあった。隣接する民間施設等に迷惑をかけぬよう、景観保全に努められたい。	指摘の件については、指摘後に速やかに対応した。今後は、年2回程度清掃等を行い、景観保全に努める。